

はしむ。是れ天下偏死して天せんことを願ふ也。此れ皆世を釋て、治めざる者也。
 世の所爲烈士とは、衆を離れて獨行し、異を人に取り、恬淡の學を爲して、恍惚の言を理む莊子、列子。臣以爲らく恬淡は、無用の教なり、恍惚は、無法の言なり、言、無法に出で、數、無用に出づる者を、天下之を誤リ察と謂ふ。臣以爲らく人生るれば、必ず君に事へ親を養ふ、君に事へ親を養ふには、以て恬淡なるべからず。人生ル必ず言論忠信法術を以てす、言論忠信法術は、以て恍惚なるべからず。恍惚の學は、天下の感術なり。孝子の父に事ふるや、父の家を取るを競ふにはあらざるなり。忠臣の君に事ふるや、君の國を取るを競ふにはあらざるなり。夫れ人の子となりて、常に他人の親を譽めて、某子の親は、夜に寢ね早に起き、強方財を生じ、以て子孫臣妾を養ふと曰ふは、是れ其親を誹謗する者なり。人の臣となり、常に先王の徳厚を譽めて之を願ふは、是れ其君を誹謗する者なり。其親を非る者は之を不孝と謂ふを知りて、而も其君を非る者は、天下之を賢とす、此れ亂る、所以なり。故に人臣は堯舜の賢を稱する

な○か○れ、湯○武○の○伐○を○譽○む○る○な○か○れ、烈○士○の○高○き○を○言○ふ○な○か○れ、力○を○盡○く○し○法○を○守○り、心○を○主○に○事○ふ○る○に○専○に○す○る○者○を○忠○臣○と○爲○す。

古は黔首人、サシ 惓密バシ 蠢愚シユン 惓密ハ無心ニシテなり、故に虚名を以て取る人心ヲ べかりしなり。

今の民は儼詢智慧、自ら用ひて上に聴かざらんと欲す。ニ 上必ず且つ之に勸むるに賞を以てして、然して後進むべく、又且つ之を畏すに罰を以てして、然して後敢て退か

ざらん。而るに世皆曰ふ、許由は天下を讓る、賞は以て勸むるに足らず。許由ハ天下ヲ受ク 臣曰く、未だ天下を

有たずして、天下を以て爲す無き天下ヲ重シ 者は、許由是れなり。已に天下を有ちて、天下を以て爲す無き者は、堯舜是れなり。廉を毀り財を求め、刑を犯し利に趨り、身の死を忘る、者は盜跖是れなり。此の三つの者は、殆物なり。殆物ニ 國を治め民を用ふるの道は、此三者を以て量となさず。

治とは、常を治むる者なり、道とは、常に道る者なり。庸人ノタメニ 殆物妙言は、治の害

なり。天下太上の士許由は、賞を以て勸むべからざるなり、天下太下の士盜跖は、以て刑を爲して禁ずべからざるなり、然して太上の士カアル爲めに賞を設けず、太下の士カアル爲めに、刑を設けずば、則ち國を治め民を用ふるの道失はん。故に然ル世人、國法を言はずして從横を言ふもの多し。諸侯の從を言ふ者曰く、從成らば必ず覇たらんと。而して横を言ふ者曰く、横成らば必ず王たらんと。山東六國の從横を言ふもの、未だ嘗て一日も止まざるなり。然るに功名成らず、霸王立たざるは、虚言は治を成す所以にあらざればなり。王者は獨行す、之を王と謂ふ。是を以て三王は離合を務めずして正しく、五霸は從横を待たずして察明なり。内を治めて外を裁制するのみ内ヲ治メテ外ヲ制スル也

人主

此篇、人主法術の士に聽かすして、權臣左右の言に惑はり、箕穢の禍に遇ふべきを論ず。

人主の身危く國亡ぶる所以の者は、大臣大に貴く、左右大に威あればなり。所謂貴とは法無くして擅に行ひ、國柄を操りて私に便する者なり。所謂威とは、權勢を擅にして、公法輕重する者なり。此の二者は、察せざるべからざるなり。夫れ馬の能く重きに任じ車を引き遠道を致す所以の者は、筋力を以てなり。萬乗の主、千乗の君、天下を制して諸侯を征する所以の者は、其威勢を以てなり。威勢は、人主の筋力なり。今大臣、威を得、左右、勢を擅にす。是れ人主、力を失ふなり。人主力を失ひて、能く國を有つ者は、千に一人無し。虎豹の能く人に勝ち、百獸を執トウふる所以の者は、其爪牙あるを以てなり。而も虎豹をして其爪牙を失はしめば、則ち人必ず之を制せん。今勢の重きは、人主の爪牙なり。人に君として其爪牙を失はゞ、虎豹ナギの類なり。宋君

は其爪牙を子罕に失ひ、簡公は其爪牙を田常に失ひて、蚤く之を奪はず、故に身死し國亡びき。今無術の主は、皆明に宋簡の過を知れど、而かも其失を悟らざるは、其事類を察せざる者なり。且つ法術の士賢と、當途の臣權とは、相容れざるなり。何を以てか之を明にす。主に術士あれば、則ち大臣も制斷するを得ず、近習も敢て重きを賣らず、大臣左右の權勢息めば、則ち人主の道明かなり。今や則ち然らず。其當途の臣は、勢を得、事を擅にして、以て其私を環イナみ、左右近習は、朋黨比周して、以て疏遠を制す。則ち法術の士は、奚イシの時に進用を得ん、人主は奚の時に論裁其議論ヲ得テ以テ政ヲ裁正スルコトを得ん。故に有術、必用せられずして、勢、兩立せず、法術の士、焉んぞ危き無きを得んや。故に人に君たる者、能く大臣の議を退けて左右の諂に背き、獨り道言に合ふにあらざれば、則ち法術の士は、安んぞ能く死亡の危きを蒙オカして、説を進めんや。此れ世の治まらざる所以なり。明主は、功を推して爵祿し、能を稱りて官事す。擧ぐる所の者必ず賢あり、用ふる所

の者必ず能あり。賢能の士進まば、則ち私門の請止まん。夫れ功ある者重祿を受け、能ある者大官に處らば、則ち私劍の士密安んぞ私勇を離れて、敵を距ぐに疾きこと無きを得んや。游宦の士遊説ノ士焉んぞ私門を據めて清潔を務むる無きを得んや。此れ賢能の士を聚めて私門の屬トモを散する所以なり。今、近習の者必ずしも智ならず、人主の、人に於けるや、或は智として之其人を聴くあるも、入りて因りて近習と其人言を論じて、近習に聽きて其人智を計らずば、是れ愚と智を論するなり。其當途の者、必ずしも賢ならず、人主の、人に於けるや、或は賢として之を禮するあるも、入りて因りて當途の者と其行を論じて、其言當途者を聴きて賢を用ひずば、是れ不肖と賢を論するなり。故に智者は策を愚人に決せられ、賢士は行を不肖に程らるれば、則ち賢智の士は、奚の時に用ひらるゝを得ん。而して人主の明塞がる。

昔、關龍逢は、桀に説きて其四肢手足を傷られ、王子比干は紂を諫めて其心心を割かれ、子胥は夫差に忠直にして、屬シヨクに誅せらる。此三子は、人臣となりて不忠にあらず、

説當らざるにもあらざるなり。然るに死亡の患を免れざるは、主、賢智の言を察せずして、愚不肖に蔽はるゝの患なり。今、人主、法術の士を用ふるを肯てするにあらずして、愚不肖の臣に聽かば、則ち賢智の士、孰れか敢て三子の危きに當りて、其智能を進むる者あらんや。此れ世の亂るゝ所以なり。

勸令

此篇、人主能く法令を飭ふれば、外に敵國なく、内に奸民なきを論ず。

令を飭ふれば、則ち法遷らず、法度一定スレバ、得、法平なれば、則ち吏に姦無し。法已に定まれば、善言を以て法を售らず、法ヲ枉ケテ私ノ功に任すれば、則ち民に言少く、善に任すれば、則ち民に言多し、功ハ實績ナリ故ニ功ニ因リテ任ズレバ、則チ當ル故ニ民論ヒズ善ハ。法を行ひ斷に曲す、決斷委曲。五里を以て斷する者は王たり、九里を以て斷する者は強く、五里ヲ參驗シテ罪ヲ定、九里ハ斷ノ較々速キヲ云フ強、治を宿むる者、宿メテ斷ハ國削らる。刑を以て治め、賞を以て戰、厚祿を以て術を用ひ、國に姦民無くば、則ち都に姦市無し。物玩好多く、末買衆、農弛み姦勝てば、則ち國必ず削らる。民に餘食あらば、粟を以て爵を出、買、其力を以てせば、則ち農怠らじ。三寸の管も、當なくば、満たしむべからざるなり、官爵を授け、利祿を出すに、功を以てせざるは、是れ當無きなり。國は功を以て

官を授け、爵を興ふ、此れを成智を以て謀り、威勇を以て戰ふと謂ふ、其智ヲ竭シ其勇ヲ其國
 敵無からん。國は功を以て官を授け、爵を興ふれば、則ち治まり、見る者省み、言ふ者塞が
 る、君ニ見ユル者誰カ己チ省、此れを智を以て治を出し、國治、言を以て言を去る、言少と謂ふ。功
 を以つて爵を興ふれば、故に國力多くして、天下之を能く侵すことなきなり。兵出づ
 れば必ず取る、取れば必ず能く之を有つ。兵を按じて攻めざれば、必ず當る、恐クハ脱。
 朝廷の事、小も毀らず、功を効して官爵を取り、廷に辟言辯議不當ノ言ありと雖も、以て相
 干すを得ざるを、是れを數也法術を以て治むと謂ふ。力實を以て攻むる者は、一を出して
 十を取り、言虚を以て攻むる者は、十を出して百を喪ふ。國、力を好むは、此れを、
 以て攻め難しと謂ふ。國、言を好むは、此れを、以て攻め易しと謂ふ。其能、其官に
 勝へ、其任を輕しとして、餘力を身に懷くことなく、兼官の責を君に負ふことなくば、
 内に伏怨無けん。明なる者をして相干さざらしむ、故に訟へなし。士をして官を兼ね
 ざらしむ、故に技長ず。人をして功を同じくせざらしむ、故に爭言なし。

刑を重くし、賞を少くするも、上、民を愛すれば、民は賞に死す。賞を多くし、刑を輕く
 するも、上、民を愛せざれば、民は賞に死せず。利、一空一塗ノ如シより出づるとき
 は、其國敵無く、利二空君臣共ニ柄ヲ執ルより出づるときは、其兵半ば用ひられ、利十空門より
 出づるときは、民其國守らず。重刑もて民に明にし民ニ倍、大制法制ヲもて人を使はば
 則ち上、利あり。刑を行ふに其輕き者を重くすれば、輕き者至らず、重き者來らず、
 此れを刑を以て刑を去ると謂ふ。其國必ず強からん。罪重くして刑輕からんに、刑輕
 ければ則ち事生ず、此れを刑を以て刑を致すと謂ふ。其國必ず削られん。

心 度

此篇、刑を嚴にするは、民を利するを主として、民を讎とするにあらず、即ち刑は刑なきを期するに在るを論ず。

聖人の民を治むるは、本に度りて、其欲を從にせしめず、民を利するに期するのみ。故に其の之に刑を與ふるは、民を惡む所以にあらず、愛の本なり。刑勝てば民靜に、賞繁ければ姦生ず。刑勝つは、治の首めなり、賞繁きは亂の本なり。夫れ民の性、亂を喜みて其法に親まず。故に明主の國を治むるや、賞を明にすれば則ち民、功に勸み、刑を嚴にすれば則ち民、法に親む。功に勸めば則ち公事犯さず、法に親めば、則ち姦萌さず所無し。故に民を治むる者は、姦を未だ萌さざるに禁じ、兵を用ふる者は、戰を民の心に服す民心ヲ戰ニ服スルコト。禁、其本を先にする者は治まり、兵其心に戰ふ者心樂ンデ戰フ者は勝つ。

心

聖人の民を治むるや、治を先にする者は強く、戰を先にする者は勝つ。夫れ國事は、先を務むれば、民心を一にし。専ら公を擧ぐれば、私、從はず。告ぐるを賞すれば姦、生せず。法を明にすれば治、煩しからず。能く此四つを用ふる者は強く、四つを用ふる能はざる者は弱し。夫れ國の強き所以の者は政なり、主の尊き所以の者は權なり。故に明君は權あり政あり、亂君も亦權あり政あり。但積みて同じからざるは、其の立つる所以異なるれば也。故に明君は權を操りて上、重く、政を一にして國治まる。

度

故に法は王の本なり、刑は愛の首めなり。夫れ民の性、勞を惡みて佚を樂む、佚すれば則ち荒む、荒めば則ち治まらず、治まらざれば則ち亂る。而して賞刑天下に行はれば則ち必す上下塞る。故に大功を擧げんと欲して、而も力を致すを難るものは、大功幾期して擧ぐべからざるなり。其法を治めんと欲して、而も其故法を變ずるを難るものは、民亂、幾して治むべからざるなり。故に民を治むるに常法なし、唯だ治まるを法と爲す。法は時と轉すれば則ち治まり、治は世と宜しければ則ち功あり。故に民樸

なれば、之を禁ずるに名を以てすれば則ち治まり、之を維ツクぐに刑を以てすれば則ち従ふ。時移りて治易カクらざるものは亂る、能く衆を治めて禁變せざるものは削らる。故に聖人の民を治むるや、法、時と移りて、禁、治と變ず。能く力を地に致す者は富み、能く力を敵に致す者は強し。強くして塞がらざる者は王たり。故に王道は人心ココロヲ開く所に在り、刑ケツヲ塞ぐ所に在り。其姦を塞ぐ者は必ず王たり。故に王術は外より亂されざるを恃まざるなり、其亂すべからざる以を恃むなり。外より亂されざるを恃みて、治立つ者は削られ、其の亂すべからざるを恃みて、法を行ふ者は興る。

故に賢君の國を治むるや、亂れざるの術に適ふ。爵を貴べば則ち上重し、故に功を賞し任に爵して、邪は關アツクる所なし。力を好む者死力ヲ出ス者は、其爵貴し、爵貴ければ則ち上尊く、上尊ければ則ち必ず王たり。國、力を事とせずして、私學私學游を恃む者は、其爵賤し、爵賤しければ則ち上卑し、上卑しきときは必ず削らる。故に國を立て民を用ふるの道は、能く外を閉ち私を塞ぎて、自ら恃むことを上ウツぶ者は王業致すべきなり。

制分

制

此篇、法重ければ人情を得、刑輕ければ事實を失す、故に奸を告ぐるの法あるを述ぶ。制とは刑罰を制するをいひ、分とは功罪を分明にするをいふ。

分

大凡國博く君尊き者、未だ嘗て法重きにあらずして、以て天下に令ハスレ行はれ禁ズレ止むに至るべき者はあらざるなり。是を以て人に君たる者の、爵祿を分ち、刑法を制する、必ず之を嚴にして以て重くす。夫れ國治まれば則ち民安く、事亂るれば則ち國危し。法重きときは人情を得、禁輕きときは事實を失ふ。且つ夫れ死力は民の有する所のものなり。人情、死力を出して以て其欲する所を致さる者なし。而して好惡は上の制する所なり。民は利祿を好みて刑罰を惡む。上好惡を掌り、刑ケツ以て民力を御せば、事實失はざらん。然るに禁輕く事失ふものは、刑賞失すればなり。其の民を治むるに法に乘らずして善徒を爲す、是の如くば則ち是れ法無きなり。故に亂を治むるの理は、

宜しく務めて刑賞を分つを急となすべし。

國を治むる者は、法有らざること莫し、然り而して存あり亡あり。亡ぶ者は其刑賞を制する分たざれば也。國を治むる者は、其刑賞分つあらざるなし、時ありて異を以て分と爲す單ニ刑ト賞トナ異ニは、分と謂ふべからず、察君明察ノ君の分に至りては、獨り分つ也獨斷シテ刑ヲ賞ヲ以テ分トナス。是を以て其民、法を重んじて禁を畏れ、罪に抵るなきを願ひて、敢て賞を行たず。故に曰く刑賞を待たずして民、事に従ふと。是の故に夫の至治の國は、善く姦を止むるを以て務と爲す。是れ何ぞや。其法人情に通じ、治理に關れば也。然らば則ち微姦を去るの道奈何。其れ務めて之をして其情を相關ツカはしむるなり。則ち相關はしむること奈何。曰く蓋里蓋ハ圍同相座罪人アレバ同するのみ。禁尙ハ刑賞ナリ尙已ニ連ることあらば、理として相關はざるを得ず、惟だ免るゝを得ざらんことを恐る。故姦心ある者も、志を得せしめず、關ふ者多ければなり。此の如くば則ち己れを慎みて彼を關ひ、姦の察を發せん民互ニ相親ヒテ姦ヲ告グ。過を告ぐる者は罪を免れて賞を受け、姦を失ふ者

告グザル者は必ず誅せられて刑に連る。此の如くば則ち姦類アズ發露露かれん。姦、細を容ユルさざるは、私告任坐任ハ保、同里相保スル者皆相座スルノ法然らしむるなり。

夫れ治法の至明なる者は、數術に任じて人に任せず。是を以て有術の國は、察を用ひずして、人の情を得、境内必ず治まる、數に任ずればなり。亡國は、兵をして其地に公行横せしめて、圍禁禁禁すること能はず、人に任じて而して數なければなり。自ら攻むる者は人なり、人を攻むる者は數なり。故に有術の國は、言を去りて法に任ず。

凡そ畸功功ノ法度ニ合セザル者の約公約公に循ふ者は其畸知り難く、過形姦臣ノ過失ノ形アルモノの言巧言モに於ける者は其過見難きなり、是を以て刑賞は貳疑に惑ふ。所謂約に循ひて知り難き者は、姦功なり、臣過の見難き者は、姦根なり。理に循ひて虚功を見ず、情を度りて姦根にウツ詭られば、則ち二者安んぞ兩失刑ヲ失フ賞ヲ失フすることなきを得んや。是を以て處士は名虚名虚を内に立て、談者説客は略を外に爲す。故に愚怯勇慧相連り、虚道善を以て俗流俗に屬し合て、世に容れらる。故に其法法用ひられず、刑罰、僂人刑戮に加へられず。此の如くば則ち

刑賞安んぞ其貳を容れざるを得ん、故に是皆實至らざる所ありて、理其量稱を失ふなり。量の失は、法の然らしむるにあらざるなり、法定まるも慧に任ずればなり。法を釋て慧に任ずれば、則ち事を受くる者安んぞ其務を得ん、務、事と相得ずんば、則ち法安んぞ失ふなきを得ん、刑安んぞ煩はしき無きを得んや。是を以て賞罰擾亂して、邦道差誤す、ハソレ刑賞の分白曉ならざればなり。

和譯韓非子大尾

明治四十三年五月十七日印刷
 明治四十三年五月二十一日發行

和譯韓非子奥附
 正價金壹圓
 郵税金拾四錢

~~~~~  
 著 作 權 所 有  
 ~~~~~

著 者 田 岡 佐 代 治
 東京市神田區雜子町三十二番地
 發 行 者 鶴 田 久 作
 東京市神田區錦町三丁目一番地
 印 刷 者 中 島 藤 太 郎
 東京市神田區錦町三丁目一番地
 印 刷 所 神 田 印 刷 所

發 行 所

立

黃

社

東京市神田區雜子町三十二番地

(振替口座第七九九五番)

山路愛山先生主筆

獨立評論

每月一回三日發行
定價 部金十三錢
半年分六冊 金七十錢
一年分 金一圓三十錢
(内地送税無し)

政治、文學、宗教、經濟、其他現代の文明思潮を通じて、吾人の眼前に迫り來れる百般の事相に對し、最も熱心に、精透なる批評を試るものは、本誌なり。而して其史論に至つては天下一品、本誌を措いて亦他に求むべからず。

發賣所

東京神田區雉子町

玄

黃

社

山路愛山先生著

時代日本英雄傳

全拾冊

著者凡例中に曰く『本書十冊を以て全巻とす、時代を以て人を論じ、人を以て時代を論ず。併せ讀めば以て日本の全史となすべく、分ち讀めば以て一個の英雄傳とすべし』と。

▲五版 足利尊氏

正價 金五拾五錢
郵稅 金八錢

▲三版 源賴朝

正價 金九拾五錢
小包郵稅 金八錢
臺灣郵稅 拾四錢

▲續刊

日本武尊 藤原鎌足 藤原道眞 藤原道長 德川家康
德川吉宗 西郷隆盛 伊藤博文

玄黄社發行書目

高橋五郎先生譯 (六版)

ベーコン論説集

總クローヌ 全一冊 定價壹圓貳拾錢 郵税拾錢

世界論文集の王として三百年來學者の争て愛誦する全編五十八の名什、句々金玉之を讀む廿回、讀む毎に新意を發見し來る」とは眞なり、以て處世經たるべし、以て思想辭典たるべし、いま斯學大家の選字譯成る。

目要

- 眞理を論ず 死を論ず 富を論ず 復讐を論ず 逆運を論ず 迷信を論ず 自愛を論ず
交友を論ず 猜疑を論ず 誇りを論ず 謙遜を論ず 前幸を論ず 怒りを論ず
無愛を論ず 旅行を論ず 放蕩を論ず 固執を論ず 愚智を論ず 似非を論ず
高地位を論ず 名神心を論ず 習慣を論ず 習性を論ず 虚偽を論ず 名譽と聲名を論ず
邦國の眞偉大を論ず 人於ける天性を論ず 事物の變遷を論ず 嫉妬を論ず 愛憎を論ず 式と禮儀を論ず 外及朋友を論ず

時事新報評

「……ベーコン論説集は我國譯界の重鎮と稱せらる、高橋五郎氏の妙腕によりて遺憾なく邦語に翻譯せられたり。余は之を原文に對照して、實に譯者の老練せる手腕に敬服せり。高橋氏の「ベーコン論説集」は翻譯書として最も成功せるものなり。」

笛川漁郎譯 (六版)

社交談話法

袖珍總クローヌ 全一冊 正價金四拾錢 郵税四錢

目次

- 第一章 寧ろ傾聴者たれ 第二章 相手の信用を獲るに就て 第三章 諷刺冷罵戲弄に就て
第四章 非難、攻撃に就て 第五章 世辭に就て 第六章 虚榮心に就て
第七章 慫慂に就て 第八章 物語奇聞及地口に就て 第九章 質問に就て
第十章 無量厚顔に就て 第十一章 議論に就て 第十二章 婦人との談話に就て
第十三章 避くべき話題に就て 第十四章 奇言に就て 第十五章 小自我心小犧牲に就て
第十六章 晚宴會上の談話に就て 第十七章 沈黙の人、怯懦、及其矯正に就て 第十八章 川語に就て

△東朝日新聞評「……社交的談話法 秘訣を網羅せり」國民新聞評「……を剷切犀利にして譯文亦極めて明快、全編『報知新聞評』痛快にして此中の白眉に屬す」

玄黄社發行書目

玄黃社發行書目

和譯漢文叢書第一編

將來の漢學研究は新なる様式を要す破天
荒なる本叢書の刊行は漢學研究に對する
一大改革にして蓋し又時代の要求也

田岡嶺雲譯註

和和 譯譯 莊老 子子

合本全一册
紙數約五百頁
正價金壹圓
郵稅十二錢

虛無主義自然主義は必ずしも近代の産物に非ず、二千載の
前に下し、絶奇の文によつて虚無自然の哲學を説かむ、老莊
は、天に絶高の才を支那に下し、死生に煩悶し、小是非小懐疑の岐路に彷徨する者は、須らく來て此書に參すべし。汝を擧げて現實の桎梏より脱し窈冥恬悦の無礙自由に遊ばしめん。

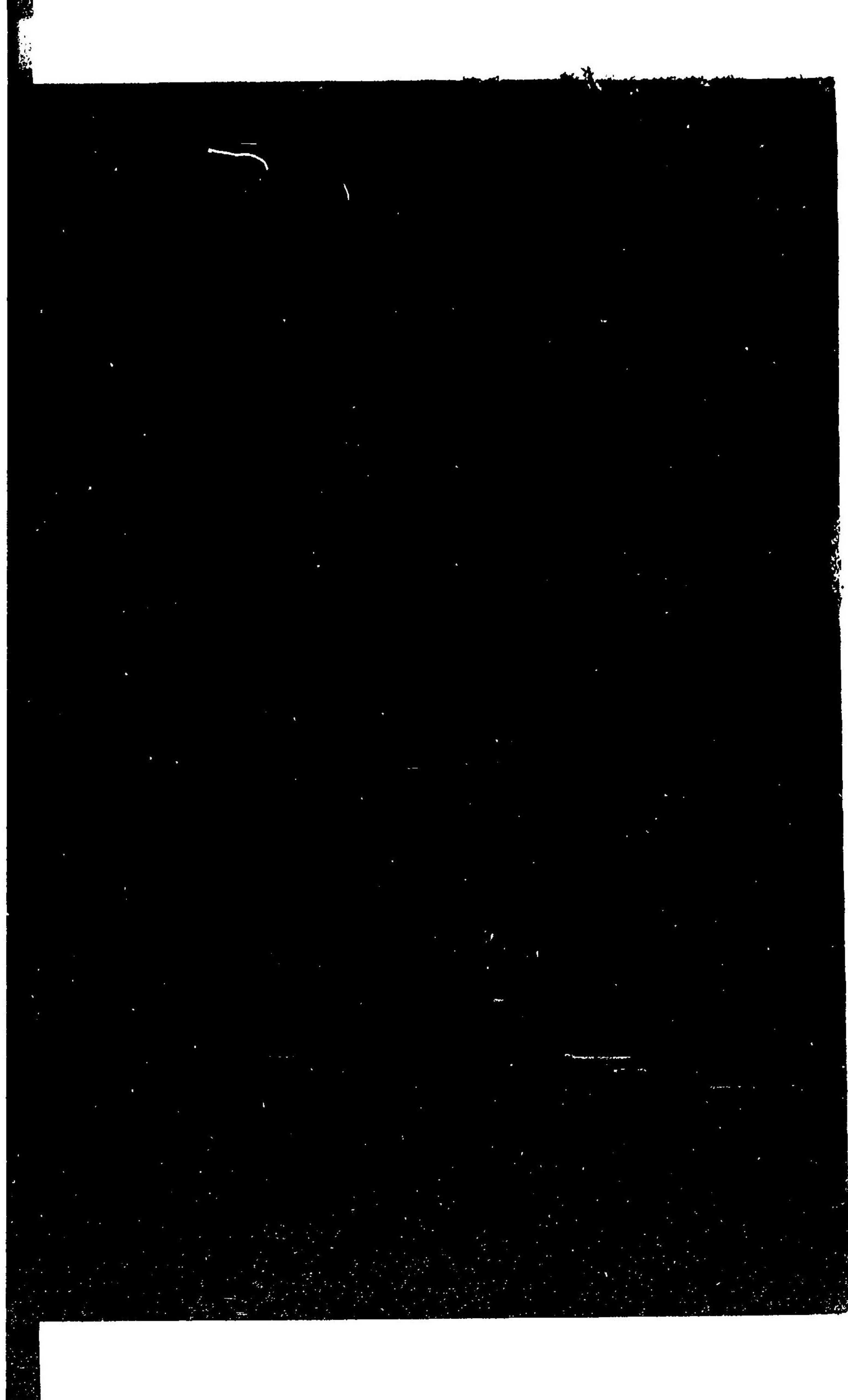
田岡嶺雲譯註

和譯戰國策

近刊

一、全文を假名交り文に書き下し、原文の語調語勢を損せざる限りに於て時文に近からしめたるが故に讀むに易き事
二、殆ど一句毎に註釋を挿み、且難讀の語には振假名を附したるが故に一讀の下に其意を了解し得る事
三、註釋は必ずしも古來の説を襲はず、多く新意を出して獨創の見解多き事

263
12



008350-000-9

特21-997

和訳韓非子

田岡 嶺雲/訳注

M43

AAC-0308

